

老齢基礎年金の繰上げ、繰下げ受給

暮らしの 年金情報

老齢基礎年金は65歳から受給することができますが、希望すれば60歳以上65歳未満でも繰上げて受給することができます。また、65歳以後に繰下げて受給することもできます。

●繰上げ受給（60歳以上65歳未満）

60歳以上65歳未満の人で繰上げ受給を希望する場合に受給できます。

繰上げ請求をした時点（月単位）に応じて年金額が減額され、減額率は一生変わりません。

△繰上げ請求をする際の注意事項

- ・国民年金に任意加入中の人は繰上げ請求できません。また、繰上げ請求後に任意加入することはできず、国民年金保険料を追納することもできません。
- ・受給権は請求書が受理された日に発生し、翌月分から支給されます。受給権発生後に繰上げ請求を取り消すことはできません。
- ・繰上げ請求をした場合は、65歳になるまで遺族厚生年金・遺族共済年金を併給できません。事後重症による障害基礎年金を請求することができません。寡婦年金は支給されません。また、すでに寡婦年金を受給されている人は、寡婦年金の権利がなくなります。

●繰下げ受給（65歳以後）

65歳以後に繰下げ受給を希望する場合に受給できます。

年金額は月単位で増額となり、増額率は一生変わりません。

△繰下げ請求をする際の注意事項

- ・65歳以後66歳になるまでの間に他年金（遺族年金・障害年金等）の受給権がある場合は繰下げ請求できません。
- ・66歳以後の待機期間に他年金の受給権が発生した場合は、65歳にさかのぼって老齢基礎年金を請求するか、その時点で老齢基礎年金の繰下げ請求をするか選べます。
- ・振替加算は老齢基礎年金と同時に支給されますが、繰下げ支給による増額はありませぬ。

●昭和16年4月2日以後に生まれた人の支給率（65歳で受ける年金額を100%とした場合）

※月単位で支給率が変わります。

年齢	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
支給率 (%)	70	76	82	88	94	100	108.4	116.8	125.2	133.6	142

円住民生活課戸籍住民係

円北見年金事務所お客様相談室 ☎ 0157 - 33 - 6007（自動音声案内1→2）

利用者の皆さまへ

ご自宅や学校に、未返却の本はありませんか？

新図書館オープン準備に必要となりますので、返却期限の過ぎた本がありましたら、至急、ご返却をお願いします。

休館中の返却については、現図書館（栄町）の「返却ポスト（駐車場側玄関）」をご利用ください。

返却ポストは24時間利用可能です。

図書館 情報

雄武町図書館（雄武町末広町二区）

☎ 84 - 2404

10時～19時（火～金曜日）

10時～18時（土・日、祝日）

休館日 月曜日、年末年始、
蔵書点検期間

ゆ〜とぴあNEWS

図書利用カードが新しくなります！

新図書館オープンにより、図書館の利用カードが新しくなります。初回来館時に旧カードと交換しますので、図書利用カードを貸出カウンターにお持ちください。

旧カード紛失時は、氏名で登録情報をご確認ください。

また、住所・連絡先など登録時のデータから変更がある際はお知らせください。



読書通帳機を導入します！

借りた本を「読書通帳機」で記帳することができ、読書履歴が目に見えるようになります。

『読書通帳』と『図書利用カード（新デザイン）』があれば利用できます。

『読書通帳』は高校生までが無料、大人は一冊300円となります。

※本の返却後は、記帳できませんのでご注意ください。



カフェカウンターを設けました！

新図書館では、利用者に快適な時間を過ごしてもらえるよう、カフェカウンターを設けました。

カフェカウンターにはコーヒーサーバーを設置しましたので、ぜひご利用ください。

図書の貸出冊数制限がなくなりました！

図書の貸出冊数制限はありません。何冊でもご利用ください。

※貸出期間は2週間です。ご予約が入っていない場合に限り、延長ができます。

※視聴覚資料（DVD）の貸出は一人さま3点まで、貸出期間は1週間となります。

祝日も開館します！

開館時間 平日 10時から19時

土・日、祝日 10時から18時

休館日 毎週月曜日、年末年始、蔵書点検期間